

入札公告

コンサル等業務

次のとおり、条件付一般競争入札を実施するので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6の規定により公告する。

この入札公告に定めるもののほか、入札に関して必要な事項は、広島中央環境衛生組合建設工事条件付一般競争入札公告共通事項（コンサル等業務）（以下「共通公告」という。）による。

令和5年7月10日

広島中央環境衛生組合管理者 高垣 廣徳

- 業務名 賀茂環境センター将来計画検討業務
- 業務管理番号 なし
- 業務場所 広島中央環境衛生組合行政区域
主たる業務地：東広島市黒瀬町国近 賀茂環境センター
(主たる業務地とは、既存施設所在地であり、業務実施打ち合わせを実施する場所を指す)
- 業務概要 広島中央環境衛生組合行政区域の不燃ごみ処理(施設)将来計画を検討する
- 履行期間 契約締結日の翌日から令和6年2月29日まで
- 予定価格 非公表
- 最低制限価格 なし
- 業務分野 主たる業務分野：土木関係建設コンサルタント業務（廃棄物）
- 競争入札に参加する者に必要な資格に関する事項

次に掲げる要件を全て満たしていること。

(1)	次のいずれかに該当する者 1 令和5・6年度東広島市測量・建設コンサルタント等業務に係る入札参加資格として次の業務の認定を受けている者 2 令和5・6年度竹原市測量・建設コンサルタント等業務に係る入札参加資格として次の業務の認定を受けている者 3 令和5・6年度大崎上島町測量・建設コンサルタント等業務に係る入札参加資格として次の業務の認定を受けている者	1の場合 土木関係建設コンサルタント業務 2の場合 土木関係>建設コンサルタント>廃棄物 3の場合 土木関係建設コンサルタント業務
(2)	登録区分として、次の全てを満たす者	
(3)	営業所等所在地 ※本店とは、法人にあっては登記されている本店とし、個人事業者にあっては営業活動の本拠を置いている場所とする。 ※営業所とは、法人においてその所在する市(町)の法人市(町)民税の申告のある営業所とする。	広島県内に本店または営業所を有する者。
(4)	会社の履行実績	平成24年4月1日から入札公告までに、一般廃棄物処理施設の将来計画、基本構想の策定経験もしくは基本設計又は実施設計の作成経験を有すること。

10 その他入札条件（詳細については、共通公告に記載）

- 使用約款：「業務委託契約約款」（組合ホームページに記載のもの）
- 落札者は契約後、次の者を技術者として配置しなければならない。なお当該技術者は、配置時点で入札参加者と直接的恒常的な雇用関係（所属する会社との間に第三者の介入する余地の無い雇用に関する一定の権利義務関係が開札日前に連続して3ヶ月以上存在すること。）にある者とする。ただし、配置予定技術者は特に

定めのない限り、兼ねることができない。

業務の種類	管理技術者	照査技術者
廃棄物・資源循環に係る業務	(○)	(○)

管理技術者として次の事項を全て満たす者を配置できる者

- ・ 技術士法に定める技術士で衛生工学部門（「廃棄物・資源循環」旧「廃棄物管理」）の資格所有者
照査技術者として次の者を配置できる者

- ・ 技術士法に定める技術士で衛生工学部門（「廃棄物・資源循環」旧「廃棄物管理」）の資格所有者

(4) 市町村税の滞納のない者対象案件：共通公告 1(7) 参照

11 入札参加及び提出資料

本案件入札は、紙入札にて行う。

12 日程等に関する事項

手 続 き 等	期 間・期 日 等	場 所 ・ 留 意 事 項
公 告 日	令和 5 年 7 月 1 0 日	広島中央環境衛生組合ホームページに掲載及び広島中央環境衛生組合施設 1 課（担当課）で閲覧に供する。 閲覧場所は「5 問い合わせ先（担当課）」に記載のとおり。
設計図書の閲覧	令和 5 年 7 月 1 0 日～ 令和 5 年 8 月 3 日	広島中央環境衛生組合ホームページに掲載及び担当課で閲覧に供する。 ※設計図書を閲覧していない者のした入札は、無効とする。
質問書提出期間	令和 5 年 7 月 1 8 日～ 令和 5 年 7 月 2 1 日 (午前 8 時 30 分～午後 5 時 15 分)	質問書は、本組合所定の様式により担当課へ持参またはファックスすること。 ファックスする場合は、その旨を担当課へ事前に電話連絡すること。 質問書提出期間終了後の質問は受け付けない。 質問書の様式は広島中央環境衛生組合ホームページからダウンロードできる。
回答書閲覧期間	令和 5 年 7 月 2 7 日～ 令和 5 年 8 月 3 日	広島中央環境衛生組合ホームページに掲載及び担当課で閲覧に供する。 回答書の有無を確認し、回答書がある場合は、必ず閲覧すること。
入札及び開札日時	令和 5 年 8 月 4 日 午前 1 0 時 3 0 分	広島中央環境衛生組合 施設 2 課 賀茂環境センター 2 階研修室（広島県東広島市黒瀬町国近 1 0 4 2 7 番地 2 4）で行う。 ※入札書（広島中央環境衛生組合建設工事競争契約入札心得別記様式第 1 号）へ記載する入札金額は、消費税及び地方消費税相当額を含まない額とすること。 ※代表者が入札に参加できない場合は、代理人は、代表者が記名、押印した委任状を提出すること。

13 格要件確認資料の提出

本案件は、落札候補者が令和 5 年 8 月 1 4 日午後 5 時 1 5 分までに格要件確認資料を持参または郵送により提出しなければならない。

(1) 提出書類

書類の区分	提出書類 (○印)	備考
ア 入札参加資格確認申請書		
イ 入札参加格要件総括表		
ウ 誓約書		
エ 配置予定技術者届出書	○	
オ 履行実績確認表		
カ 履行実績証明書	○	
キ 法令等による登録等を確認するための資料		
ク その他	○	広島県内に本店または営業所の所在する市町の滞納額等がない証明書

(2) 提出部数は、1 部とし、提出した格要件確認資料は、返却しない。

(3) 提出期限 令和 5 年 8 月 1 4 日 午後 5 時 1 5 分

(4) 提出先 「5 問い合わせ先（担当課）」のとおり。

(5) その他

入札参加者は、格要件確認資料を指定された提出期限までに提出できるよう事前に準備しておくこと。

格要件確認資料の作成及び提出に要する費用は、提出者の負担とする。

格要件の審査のために必要があると認めるときは、期限を定めて格要件確認資料の補正や追加資料の提出を求めることがある。

格要件確認資料に虚偽の記載をした者に対しては、指名除外措置を行うことがある。

5 問い合わせ先（担当課）

施設 2 課

東広島市黒瀬町国近 1 0 4 2 7 番地 2 4（賀茂環境センター管理棟 1 階）

電話番号 (0 8 2 3) 8 2 - 6 4 9 9

ファックス番号 (0 8 2 3) 8 2 - 9 4 4 4

広島中央環境衛生組合建設工事条件付一般競争入札公告共通事項（コンサル等業務）

令和4年12月19日制定

入札参加資格

1 共通の参加資格について

本競争入札に参加する者は次のいずれにも該当しないこと。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「施行令」という。）第167条の4第1項に該当する者
- (2) 会社更生法（平成14年法律第154号）の更生手続開始の申立てをした者で、同法に基づく裁判所からの更生手続開始決定がなされていない者
- (3) 民事再生法（平成11年法律第225号）の再生手続開始の申立てをした者で、同法に基づく裁判所からの再生計画の認可の決定がなされていない者
- (4) 電子交換所及び手形交換所による取引停止処分を受けてから2年間を経過しないもの又は対象案件の開札日前6か月以内に手形小切手の不渡りを出した者
- (5) 対象案件に係る公告の日から入札の日までの間のいずれかの日において、東広島市、竹原市又は大崎上島町の指名除外措置を受けている者
- (6) 施行令第167条の4第2項に該当する者で、広島中央環境衛生組合管理者が入札に参加させないこととした者
- (7) 開札日の前日において、次の①又は②のいずれかの者に、市町村税又はその延滞金のいずれかに滞納がある者
 - ①入札参加を希望する者（法人又は個人事業主）
 - ②入札参加を希望する法人の代表者（個人）

2 案件ごとの入札参加資格について

入札案件ごとに設定した入札に参加する者に必要な資格要件（以下「資格要件」という。）を満たすことを必須とする。資格要件は開札後、落札候補者について審査する。

3 資格要件の取り扱いについて

資格要件は、開札日の前日の状況により判断する。

ア 「同種・類似業務の履行実績」又は「配置予定技術者の履行経験（同種・類似業務の履行実績）」は、平成19年4月1日以降に完了した元請履行実績を対象とする。

イ 「共同企業体の構成員としての実績」は、原則として出資比率20%以上の実績を対象とする。

ウ 「配置予定技術者」の資格要件の判断基準は次のいずれも満たすことを必須とする。ただし、資格要件において、特別の定めをしたときは、この限りではない。

(ア) 開札日以降に履行期間の終期が到来する業務に、資格要件で定める件数を超えて配置されていないこと。ただし、開札日以降に履行期間の終期が到来する業務に配置されていても、その完了検査が終了し、開札日の前日までに交付された業務完了検査結果通知書の写しを提出できるものを除く。

(イ) 資格要件で定める資格及び経験を有していること。

(ウ) 開札日以前において、所属業者として間に第三者の介入する余地のない雇用に関する一定の権利義務関係が、開札日まで連続して3か月以上存在すること。

エ 契約後、業務の履行にあたって、配置予定技術者とした者を技術者として配置しなければならない。変更できる場合は、死亡、傷病、出産、育児、介護又は退職等の極めて特別な場合に限るものとする。ただし、公告において技術者を契約後配置しなければならないとしたものについては、資格要件に定めた資格等を有する者を契約後に配置しなければならない。

4 その他遵守事項について

A. 設計図書の閲覧について

設計図書の閲覧は、公告に定める期間内において、広島中央環境衛生組合（以下「組合」という。）より電子データを配布することにより実施する。閲覧希望者は、設計図書配布申込書を提出すること（様式は組合ホームページでダウンロード可）。

B. 入札時の取り扱いについて

- (1) 予定価格は公告の中において別に定め、その予定価格を超えた価格での入札は、無効とする。
- (2) 入札時に、広島中央環境衛生組合建設工事競争契約入札心得（平成27年広島中央環境衛生組合告示第7号）第3条の2第1項に規定する当該業務の入札金額の積算内訳書（以下「内訳書」という。）を提出しなければならない。なお、内訳書が次に該当する場合は、その入札を原則無効とする。ただし、内訳書の確認は落札候補者のみ行うものとする（組合が調査の必要があると判断した場合は、この限りではない。）
 - ア 内訳書が提出されていない場合
 - イ 内訳書に記名・押印（割印を含む。）がない場合
 - ウ 内訳書に業務名が記載されていない場合（業務名に誤りがある場合を含む。）
 - エ 内訳書の業務価格と入札金額が異なる場合
 - オ 内訳書の記載事項に不備のある場合
 - カ 他の入札参加者から入手した内訳書を使用している場合
- (3) 内訳書の作成に係る注意点は、次のとおりとする。
 - ア 内訳書の日付は、開札日ではなく入札日とすること。
 - イ 内訳書に記載する所在地、商号又は名称、氏名は、東広島市、竹原市又は大崎上島町の測量・建設コンサルタント等業務に係る競争入札参加資格申請において契約締結権限の委任を受けた者としても差し支えない。
 - ウ 押印・割印は必須とする。
- (4) 提出された入札書、内訳書及び資格要件確認資料は、書換え、引換え、追加又は撤回をすることができない。また、入札書提出後の辞退は、一切認めない。

C. 開札後の取り扱いについて

開札後、落札を保留し、落札候補者となった案件について資格要件確認資料の提出を求め、資格要件（配置予定技術者の資格及び経験等を含む。）を審査する。ただし、公告において資格要件確認資料の提出は必要ないとした案件については、資格要件確認資料の提出は求めず、落札候補者となった者の資格要件を審査する。

D. 審査

- (1) 審査の結果、資格要件を満たしていない者については、その入札を無効とする。
 - ア 資格要件の審査のために必要があると認めるときは、期限を定めて、資格要件確認資料の補正や追加資料の提出を求めることがある。
 - イ 提出期限までに資格要件確認資料を提出しない場合は、資格要件を満たしていないものとみなす。
 - ウ 審査の結果、資格要件を満たしていないこととなった者については、指名除外措置の対象とする。ただし、内訳書に係るもの又は実績要件に係る審査の結果資格要件を満たしていないこととなった者については、指名除外措置の対象外とする。
- (2) 開札日の早いものから落札決定を行う。その際の配置予定技術者の要件は入札公告における開札日時の早いものを優先することとする。
- (3) 落札結果は、次の方法で、通知又は公表する。

落札者	電話又はファクシミリ等で通知
落札者以外	ファクシミリ等で通知
公表	開札日の翌開庁日の午前9時以降に入札状況を、落札決定日の翌開庁日の午

E. 契約に係る注意事項

落札決定された者が技術者を適正に配置できない場合は、原則、契約後契約解除を行い、指名除外措置の対象とする。

F. 入札保証金

広島中央環境衛生組合契約規則（平成21年広島中央環境衛生組合規則第17号）の定めるところによる。

G. 契約保証金

- (1) この業務を落札した者は、契約保証金（業務委託料の100分の10以上）を納付しなければならない。ただし、利付国債の提供又は金融機関若しくは保証事業会社の保証をもって契約保証金の納付に代えることができる。
- (2) この業務を落札した者が、公共工事履行保証証券による保証を付し、又は履行保証保険契約の締結を行った場合は、契約保証金の納付を免除する。
- (3) この業務に係る契約を締結する日の属する年度及びその前2年度の間、この業務と種類を同じくする最終契約金額が予定価格の8割以上の契約を組合、又は国若しくは他の地方自治体と2回以上にわたって締結し、これらをすべて誠実に履行している場合、契約保証金を免除することがある。

H. 無効の入札

これまでに記載した無効の取り扱いの他、次の各号のいずれかに該当する入札は無効とする。なお、指名除外措置要件に該当するときは、指名除外措置の対象とする。

- (1) 入札に参加する者に必要な資格の無い者及び虚偽の申請を行った者がした入札並びに入札に関する条件に違反した入札
- (2) 広島中央環境衛生組合建設工事競争契約入札心得第6条に該当する入札

I. その他

- (1) この業務の入札に際しては、広島中央環境衛生組合契約規則、広島中央環境衛生組合建設工事競争契約入札心得、広島中央環境衛生組合建設工事条件付一般競争入札実施要領（平成27年10月19日制定）に従わなければならない。
- (2) 資格要件確認資料等の作成及び提出に要する費用は、提出者の負担とする。
- (3) 期間中の受付等手続は、公告によるものとする。公告に定めのないものについては、広島中央環境衛生組合の休日を定める条例（平成21年広島中央環境衛生組合条例第5号）に規定する組合の休日以外の日の午前8時30分から午後5時15分までとする。

賀茂環境センター将来計画検討業務

仕 様 書

令和5年7月

広島中央環境衛生組合

第1章 一般仕様

1 適用

本仕様書は、広島中央環境衛生組合（以下、「本組合」という。）が発注する「賀茂環境センター将来計画検討業務」に適用する。

2 業務目的

現在、東広島市のみを処理対象区域とし、標準的耐用年数30年を超過して稼働している賀茂環境センターの粗大ごみ処理施設（処理能力40t/5H）、同じく建設後15年経過してほぼ良好な維持管理をしているものの、製品プラスチック処理に対応できないペットボトル等処理施設（処理能力22t/5H）、最終処分場浸出水処理施設の各施設について、最新の法律の改正状況などの動向等を踏まえ、本組合としてどのような能力・機能を持った施設を、どのような手法で更新（計画維持・基幹整備・現在地建て替え・移転等）するべきかを経済性・環境保全など様々な観点から比較検討して、最善の方法を将来計画として取りまとめることを目的とする。

3 業務名称

賀茂環境センター将来計画検討業務

4 業務対象等

- (1) 業務主体 : 広島中央環境衛生組合
- (2) 業務対象 : 広島中央環境衛生組合行政区域

5 業務委託期間

- (1) 着手 契約締結日の翌日
- (2) 完了 令和6年2月29日

6 受託者の要件

受託者の要件は次のとおりとする。

- (1) 平成24年4月1日から入札公告までに、一般廃棄物処理施設の将来計画又は基本構想の策定経験もしくは基本設計又は実施設計の作成経験を有する建設コンサルタント業者。
- (2) その他条件は、入札公告のとおりとする。

7 管理技術者及び照査技術者等の要件

配置技術者の要件は次のとおりとし、各技術者の兼任は認めない。

- (1) 管理技術者
 - ① 技術士法に定める技術士で衛生工学部門（「廃棄物・資源循環」旧「廃棄物管理」）の資格保有者。
 - ② 広島県内の本社、支店又は営業所に常時勤務している者。
 - ③ 本業務受託者と直接的かつ恒常的な雇用関係（本業務契約時点で雇用契約が3ヶ月以上経過していること）にある者。

(2) 照査技術者

- ① 技術士法に定める技術士で衛生工学部門（「廃棄物・資源循環」旧「廃棄物管理」）の資格保有者。
- ② 広島県内の本社、支店又は営業所に常時勤務している者。
- ③ 本業務受託者と直接的かつ恒常的な雇用関係（本業務契約時点で雇用契約が3ヶ月以上経過していること）にある者。

8 成果品

本業務の成果品は次のとおりとする。

- (1) 賀茂環境センター将来計画検討業務報告書 : 20部 (A4)
黒表紙ファイル綴じ5部とし、残余はくるみ製本とする。
- (2) 原図等（報告書図表等の清刷、土木建築図面等） : 一式
- (3) 業務報告書（概要版）（くるみ製本） : 20部 (A3)
- (4) 上記の電子データ（ワード、エクセル、CADなど） : 2部 (DVD)

9 適用範囲

本仕様書は、委託業務の基本的内容について定めるものであり、本仕様書の目的達成のために必要な資料及び書類、または業務遂行の性質上当然必要と思われるものについては、本仕様書に明示されていない事項でも本業務受託者（以下、「受託者」という。）の責任においてすべて完備しなければならない。

10 手続き書類の提出

受託者は業務の開始及び完了にあたって次の書類を提出しなければならない。

- (1) 業務の開始
 - ① 業務着手届
 - ② 管理技術者及び照査技術者選任通知書
 - ③ 業務実施計画書

(2) 業務の完了

- ① 業務完了通知書
- ② 成果品一式
- ③ その他必要な書類及び打合せ書類等

必要部数・媒体については本組合で指示する。また、完成書類は原則としてワード、エクセル及びCAD（JW_CADで編集できる形式）で作成するものとする。また、提出書類はA4版を標準とし、図面及び資料については本組合で指示する。

11 業務の完了

本業務の完了は次の項目を終了した時点とする。

- (1) 本業務に関するすべての図書一式の提出が完了すること。
- (2) 上記の図書類について本組合の検査が完了すること。

12 その他

(1) 受託者の遵守事項

受託者は次の事項を遵守しなければならない。

- ① 受託者は業務の詳細について常に本組合担当者と連絡をとり、十分に打合せをして業務の目的を達成しなければならない。
 - ② 受託者は本業務について中立性を有し、知り得た情報を第三者に漏洩又は利用してはならない。
- (2) 疑義
- 受託者は、本仕様書の内容及び本仕様書に明示ない項目について疑義のあるときは速やかに本組合担当者と協議の上、本組合の意図を十分に理解し、本組合の指示に従い、本業務を遂行するものとする。
- (3) 変更
- ① 業務遂行期間中に提出書類の中に本仕様書に適合しない箇所が発見された場合及び提出書類によっては本計画を遂行することができない箇所が発見された場合は、提出書類に対する変更を受託者の責任において行うこととする。
 - ② その他本計画の遂行にあたって変更の必要が生じた場合は、本組合の定める契約事項または指示によるものとする。
- (4) 関係法令等の遵守
- 本業務の遂行にあたっては、次の関係法令等を遵守しなければならない。
- ① 環境基本法
 - ② 廃棄物の処理及び清掃に関する法律
 - ③ ダイオキシン類対策特別措置法
 - ④ 資源のリサイクルに関する各法令
 - (ア) 循環型社会形成推進基本法
 - (イ) 資源の有効利用の促進に関する法律
 - (ウ) 容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律（容器包装リサイクル法）
 - (エ) 特定家庭用機器再商品化法（家電リサイクル法）
 - (オ) 使用済小型電子機器等の再資源化の促進に関する法律（小型家電リサイクル法）
 - (カ) プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律
 - ⑤ 環境保全に関する各法令
 - (ア) 大気汚染防止法
 - (イ) 水質汚濁防止法
 - (ウ) 騒音規制法
 - (エ) 振動規制法
 - (オ) 悪臭防止法
 - (カ) 土壌汚染対策法
 - ⑥ 廃棄物処理に関する通知及び要綱等
 - ⑦ 広島県生活環境の保全等に関する条例
 - ⑧ 東広島市条例
 - ⑨ 東広島市及び本組合が策定しているごみ処理計画等
 - (ア) 一般廃棄物処理基本計画（第2次）
 - (イ) 第10期東広島市分別収集計画
 - (ウ) 東広島市災害廃棄物処理計画
 - ⑩ その他諸法令、関係通知及び諸基準等
 - ⑪ ごみ処理施設整備の計画・設計要領 等

- (5) 打合せ資料の提出
本業務遂行にあたって、本組合と打合せた事項についてはその内容を記載した記録書類を作成し、打合せごとに提出するとともに、業務完了時にも提出することとする。
- (6) 業務の完了について補足事項
業務完了後も訂正、記載漏れ等の不備が発見され、または業務期間中における関係機関からの資料提出または内容変更等の要望に対しては速やかに対応することとする。また、この場合に発生する経費の一切は受託者の負担とする。
- (7) 資料の貸与
本業務の遂行上、必要または利用可能な資料で、本組合が所有しているものについては貸与する。この場合、受託者において借用書を提出するとともに、業務の完了に際しては返却を行うものとする。
- (8) 受託者は、業務の進捗状況に応じて適宜本組合に中間報告を行うこととする。また、本組合にとって早急に必要と思われる資料については、業務の終了を待たず、中間報告として速やかに提出することとする。
- (9) 受託者は、委託業務期間中において本組合が指示した場合または受託者が必要な場合は適宜打合せ会議を持ち、責任をもって円滑な業務遂行を行うこととする。
- (10) 業務遂行にあたっての不明な点は、調査職員に十分確認することとする。

第2章 特記仕様

賀茂環境センター将来計画検討業務は、今後、適正に本組合管内（東広島市・竹原市・大崎上島町）の不燃ごみ等を中間処理するための将来計画を定めるものである。なお、収集対象区域については、構成市町（東広島市・竹原市・大崎上島町）の今後の処理方針を確認し、決定するものとする。

1 計画検討の趣旨

- (1) ごみ処理等の現状
ごみ処理等の現状について、整理する。
- ① ごみ量・ごみ質の現況
 - ② ごみ収集の現況
 - ③ 処理・処分の現況
 - ④ 本組合構成市町における環境方針・処理方針
- (2) ごみ処理における課題の抽出
「(1) ごみ処理等の現状」で整理したごみ処理の現況から本組合における課題を抽出する。現状の課題としては、以下のものが考えられる。
- ① 不燃ごみ・粗大ごみの中間処理について
 - ② 最終処分場の水処理施設について
 - ③ 賀茂環境センター最終処分場2工区可動屋根(現状3槽目設置)について
 - ④ 実行可能な資源化施策について
 - ⑤ 全体の処理・処分フローについて
 - ⑥ 現有施設の経年及び適地の選定について

(3) 計画検討の趣旨

本組合を取り巻くごみ処理に関する現状及び課題を踏まえ、計画検討の趣旨を整理する。

2 計画の対象

計画検討の基本方針を踏まえ、以下の事項を把握し整理する。必要に応じて現地踏査を行い、既存資料を補完する。

- (1) 処理の対象とすることのごみの種類
- (2) 処理の対象とすることごみ質
- (3) 処理の対象とすることごみの施設搬入量・資源化量・残渣発生量

3 現有施設の状況

本組合が所有する現有施設の状況について、処理実績、処理体制、点検・補修報告書等を把握し課題等を整理する。必要に応じて現地調査を行い、既存資料を補完する。

- (1) 粗大ごみ処理施設（対象ごみ分別区分：燃やせない粗大ごみ，ビン・缶，有害ごみ）
- (2) ペットボトル等処理施設（対象ごみ分別区分：ペットボトル，リサイクルプラ）
- (3) 最終処分場（最終処分場遮水工の状況・浸出水処理施設の維持管理状況）

4 基本的事項の整理

計画予定地（現敷地及び新規立地）の状況について、法規制、敷地条件、周辺条件、環境保全条件、搬出入条件、ユーティリティー等の条件を整理する。

5 施設整備の検討

- (1) 不燃ごみ処理施設等の計画にあたっては、廃棄物処理法で示される基準省令及び、ごみ処理施設性能指針に示される内容を反映しなければならない。周辺環境への負荷を最小限とする施設計画を検討する。
- (2) ペットボトル等処理施設等の計画にあたっては、廃棄物処理法で示される基準省令、容器包装リサイクル法、プラスチック資源循環促進法、及びごみ処理施設性能指針に示される内容を反映しなければならない。周辺環境への負荷を最小限とする施設計画を検討する。
- (3) また、上記に加え、循環型社会形成推進交付金の交付要件となった「プラスチック製容器包装」及び「それ以外のプラスチック使用製品廃棄物」の分別収集及び再商品化に必要な措置について検討するものとし、製品プラ（東広島市の分別区分は「その他プラ」）の取り扱いについても詳細に比較検討するものとする。
- (4) いずれの施設においても、将来計画検討にあたり、施設方針は原則として以下の3案以上を比較検討する。
 - ① 設備装置を計画的に維持修繕する場合
 - ② 現有施設を大規模改修し延命化する場合
 - ③ 新たな施設を建設する場合（現敷地内・新規立地）
- (5) 新たな施設を現在地以外に立地した場合、最終処分場の浸出水が直接放流可能になる（最終処分場の廃止）まで浸出水処理施設を維持する必要がある、最終処分場の廃止に向けて必要な処分場の改修及び浸出水処理施設について予定される稼働期間に応じた維持管理に必要な措置を検討する。

6 将来計画

(1) 将来計画の基本方針

これまでの検討を踏まえ、将来計画の基本方針をとりまとめる。

(2) 処理フロー

新たな施設で処理する処理対象物及び、処理フローをとりまとめる。

(3) 施設規模の算定

処理対象物ごとの施設規模を算定する。

(4) 施設整備スケジュール

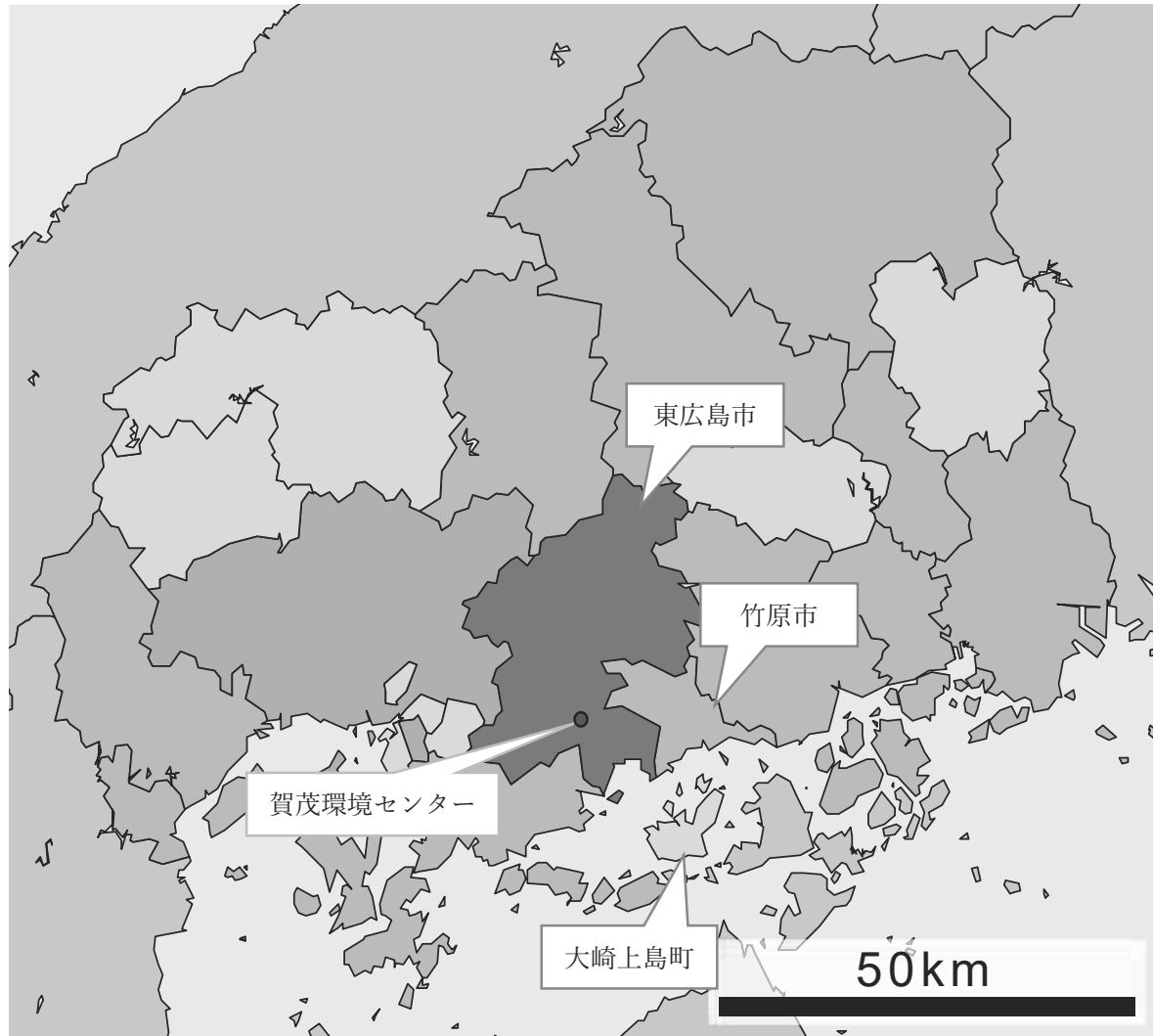
各施設の将来計画を数案提示し、各案のスケジュールを提示する。

(5) 概算工事費の算定

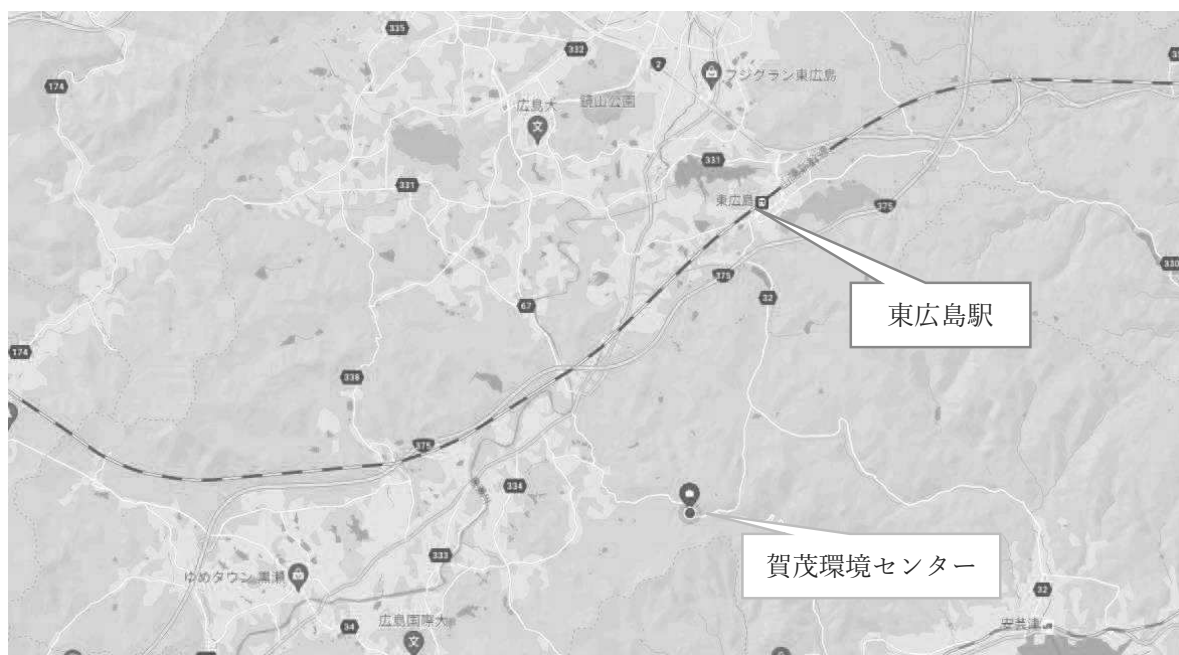
(4) 提示の将来計画案について、それぞれ概算工事費及び財源内訳を算出する。

以上

【広島中央環境衛生組合 行政区域図】



【賀茂環境センター 周辺図】



2. 処理工程の概要

2.1 処理工程

本センターのごみ搬入出のフローは図2-1に、粗大ごみ処理施設の処理工程は図2-2に、ペットボトル等処理施設の処理工程は図2-3に示すとおりである。

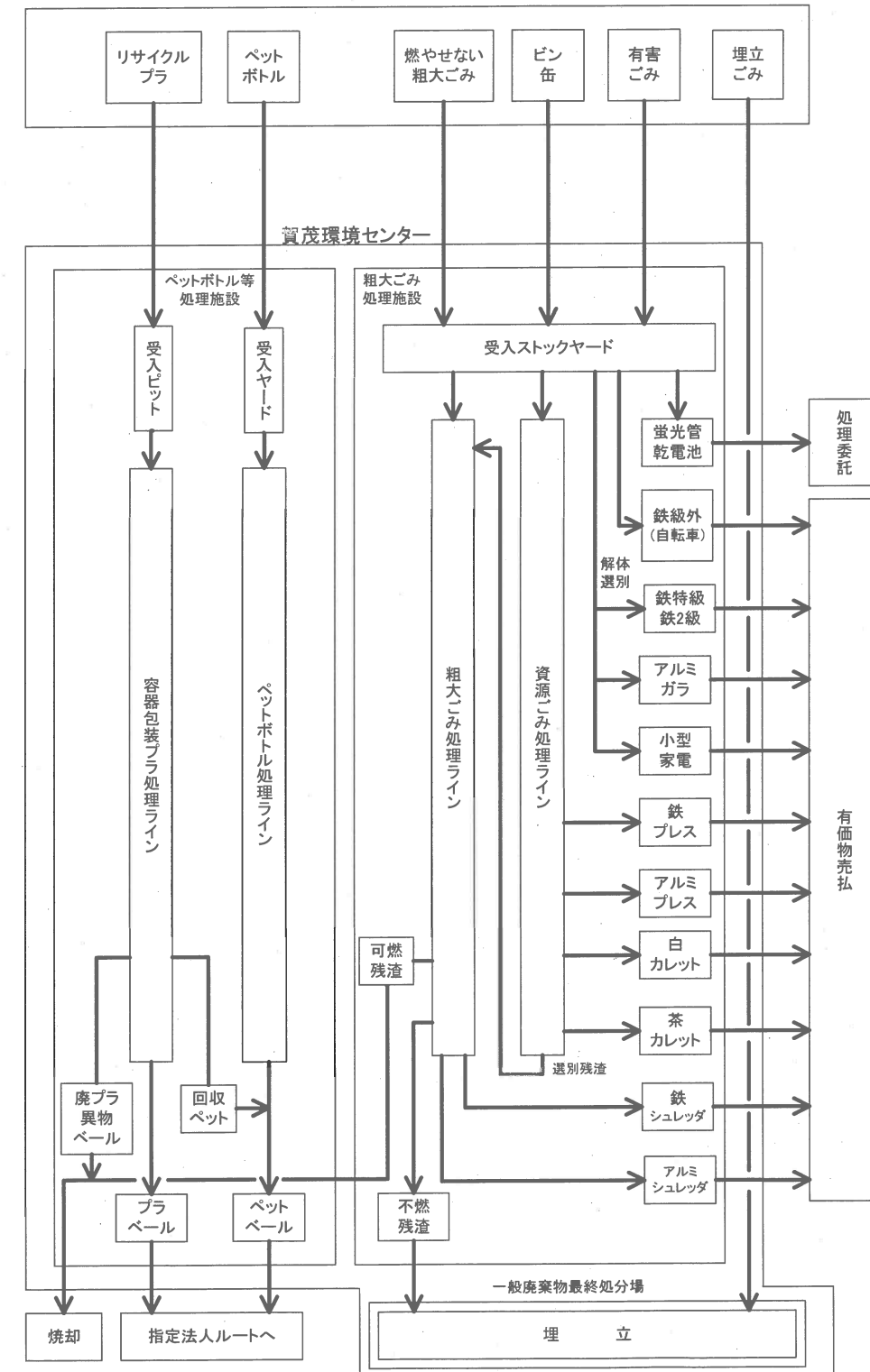


図2-1 本センターのごみ搬入出のフロー



ペットボトル等
処理施設

不燃ごみ
処理施設

管理棟

市道

浸出水処理施設

最終処分場 1工区

最終処分場 2工区

賀茂環境センター 敷地写真
(敷地配置図に代わる航空写真)

30 m

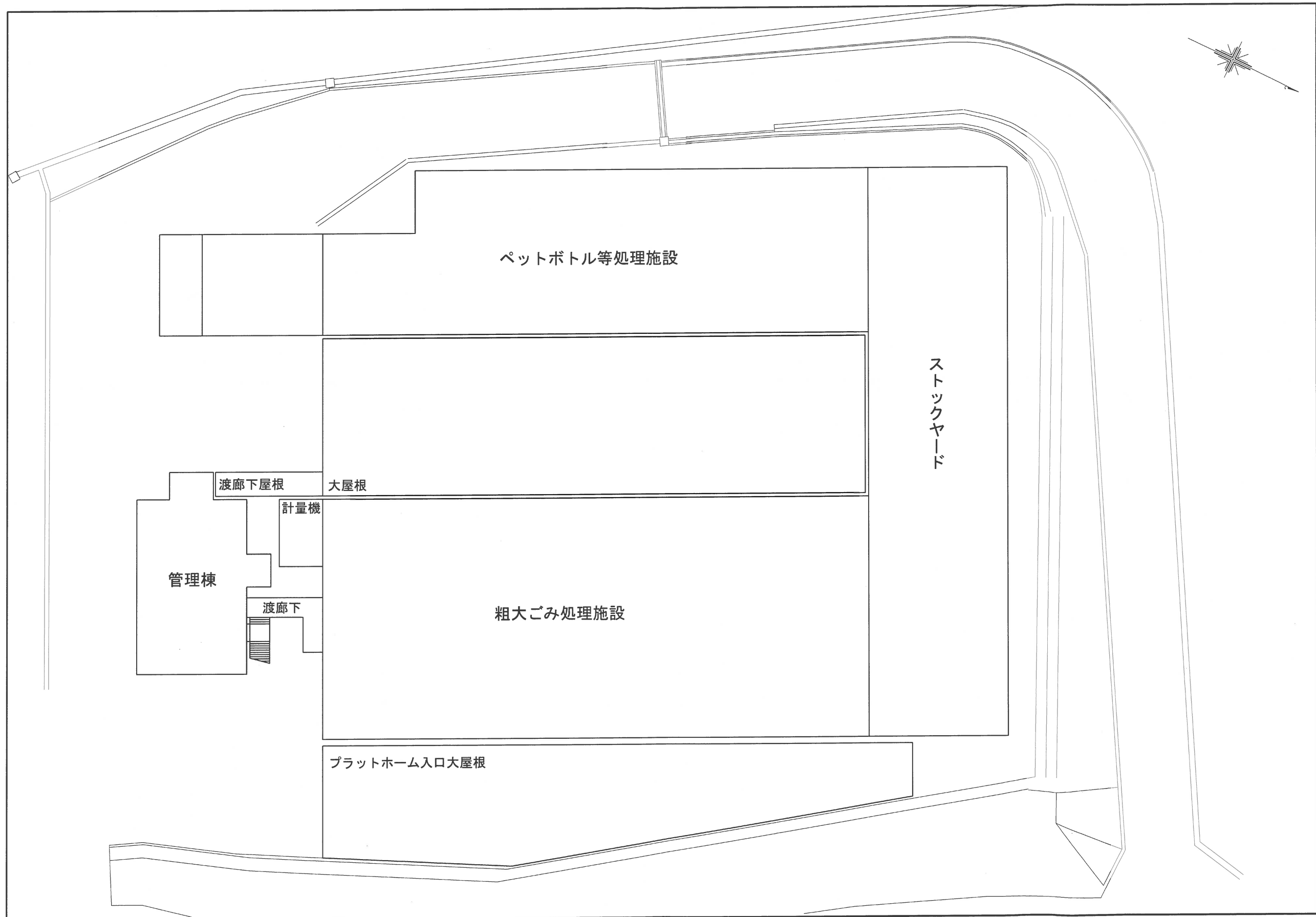


図1-1 賀茂環境センター配置図

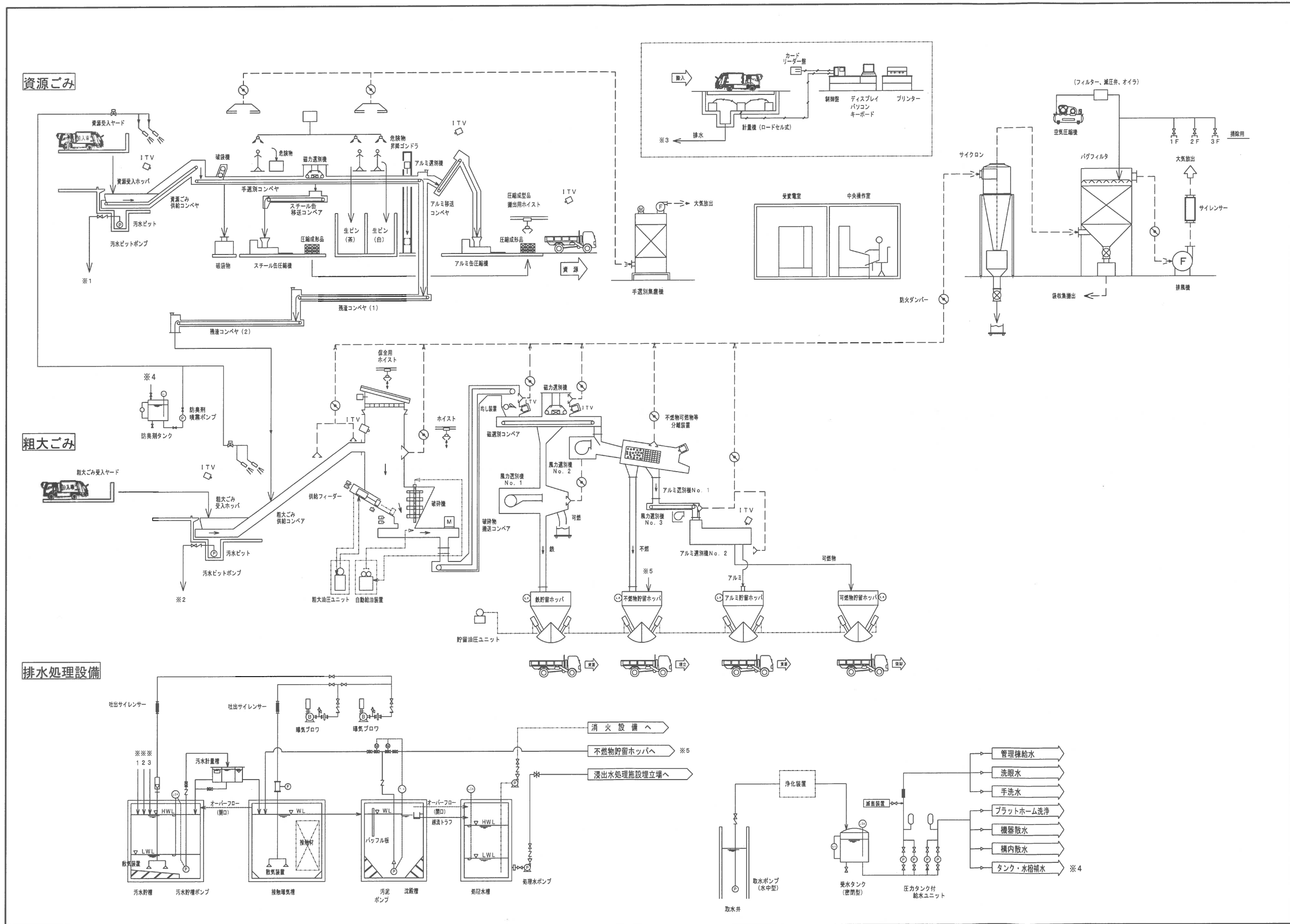


図2-2 粗大ごみ処理施設の処理工程

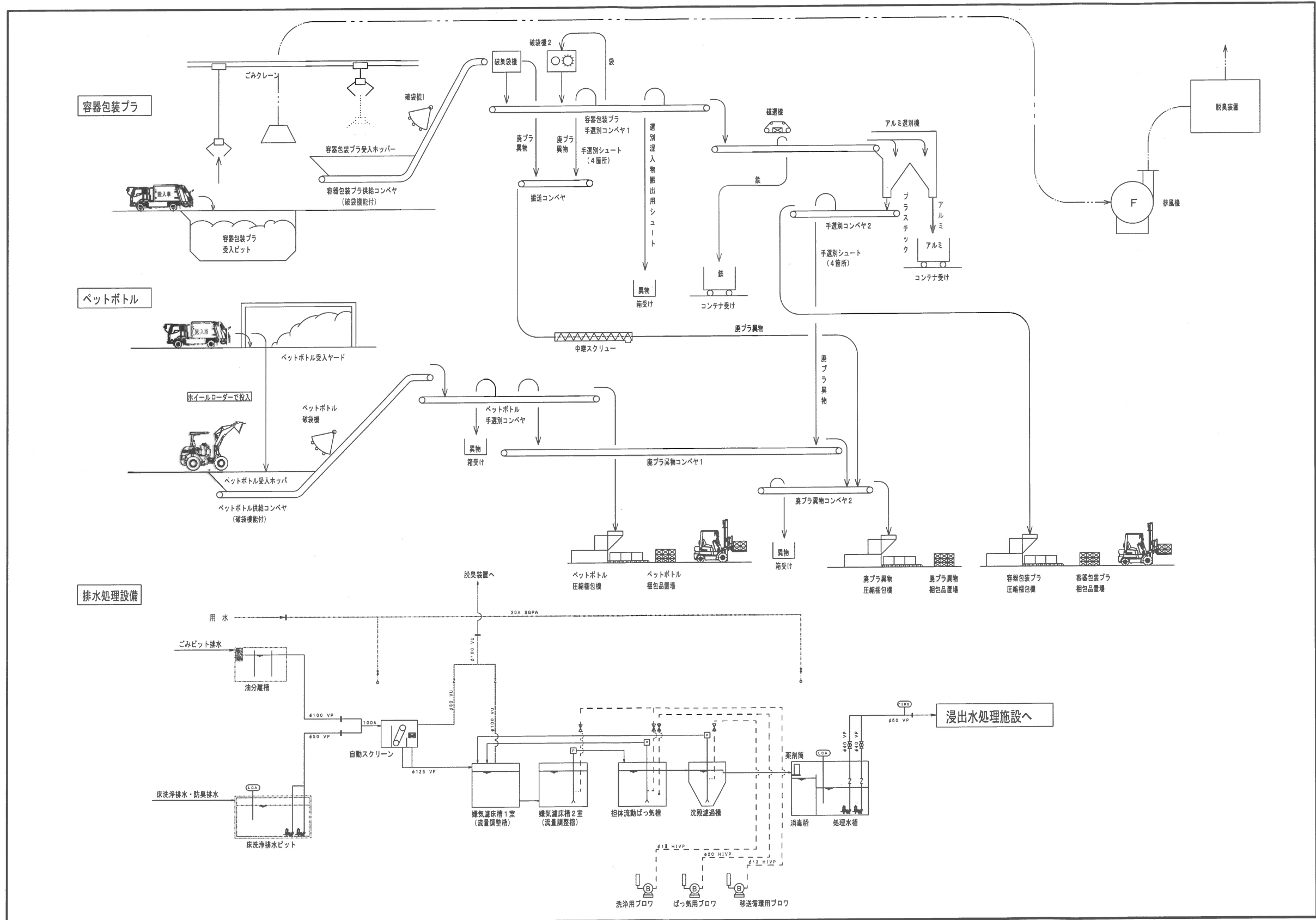


図2-3 ペットボトル等処理施設の処理工程

令和5年度

賀茂環境センター
将来計画検討業務 仕様書

広島中央環境衛生組合 施設2課
東広島市黒瀬町国近10427番地24
賀茂環境センター

